

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 6 回 総 会

令和3年8月10日

第 6 回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 令和 3 年 8 月 1 0 日(火)

午前 9 時 3 0 分 ~

場 所 熊野市役所 2 階 第 1 会議室

(出席農業委員)

委 員	1 番	原田 稔夫
委 員	2 番	西垣戸 勝
委 員	3 番	岡田 住夫
委 員	4 番	山門 克明
委 員	5 番	西 厚
委 員	6 番	島田 勝好
会 長	7 番	衆原 清志
委 員	8 番	西久保 貞俊
委 員	9 番	山口 政高
委 員	1 0 番	橋本 和子
委 員	1 1 番	福岡 淳史
委 員	1 2 番	福山 康子
委 員	1 3 番	栗須 幹生
副会長	1 4 番	大江 文章

(出席農地利用最適化推進委員)

委 員	岩本 功二
委 員	杉谷 俊毅
委 員	檜平 誠

(事務局)

事務局長	福岡 稔雄
農政係長	鈴木 健
係	竹原 千名

会議次第

1 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

- 承認事項
- 1 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について
 - 2 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更に
ついて

議長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は、14名であります。なお、推進委員の方には3名の出席をいただいております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第6回総会を開会いたします。

最初に、議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、12番福山委員、13番栗須委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいただきます。事務局。

事務局 第6回総会総括表、3条所有権の移転は5件で、田2, 805㎡、畑3, 480㎡、計6, 285㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は1件で、田3, 908㎡、計3, 908㎡でございます。合計は6件で、田6, 713㎡、畑3, 480㎡、総合計は10, 193㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして、提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいただきます。事務局。

事務局 1番、有馬町字新町■■■■番■■■、台帳畑、現況畑、面積155㎡ほか計3筆、432㎡でございます。譲渡人は、有馬町■■■■さん。理由は、耕作が困難ということでございます。譲受人は、有馬町■■■■さん。所有面積は126a、耕作面積は123aです。農作業歴は、48年です。通作距離又は時間は、自宅から徒歩1分です。世帯員等従事者は0人です。理由は、農業経営規模拡大、水稻育苗・野菜栽培をするということでございます。

2番、飛鳥町佐渡字田ノ尻■■■■番■■■、台帳畑、現況畑、面積49㎡ほか計4筆、518㎡でございます。譲渡人は、金山町■■■■さん。理由は、不要となったためということでございます。譲受人は、飛鳥町小阪■■■■さん。所有面積、耕作面積とも0aです。農作業歴はなしです。通作距離又は時間は、空き家より1分です。世帯員等従事者は2人です。理由は、空き家と農

地を同時取得し、野菜栽培をするということでございます。

3番、神川町長原字山岡本■■■■番、台帳畑、現況畑、面積135㎡ほか計4筆、2,428㎡でございます。譲渡人は、神川町神上■■■■さん。理由は、高齢のため耕作が困難ということでございます。譲受人は、大阪府大東市■■■■さん。所有面積、耕作面積とも0aです。農作業歴は、10年です。通作距離又は時間は、空き家から徒歩5分です。世帯員等従事者は0人です。理由は、空き家と農地を同時取得し、梅・野菜栽培をするということでございます。

4番、紀和町長尾字北地■■■■番■■■、台帳畑、現況畑、面積168㎡ほか計8筆、2,188㎡でございます。譲渡人は、和歌山県東牟婁郡北山村■■■■さん。理由は、空き家と農地を手放したいということでございます。譲受人は、南牟婁郡紀宝町■■■■さん。所有面積、耕作面積とも0aです。農作業歴はなしです。通作距離又は時間は、自宅より28kmです。世帯員等従事者は0人です。理由は、空き家と農地を同時取得し果樹・野菜栽培をするということでございます。

5番、紀和町和気字佐本■■■■番、台帳畑、現況畑、面積317㎡ほか計3筆、719㎡でございます。譲渡人は、和歌山県新宮市■■■■さん。理由は、耕作が困難ということでございます。譲受人は、和歌山県新宮市■■■■さん。所有面積、耕作面積とも0aです。農作業歴は20年です。通作距離又は時間は、空き家から徒歩1分です。世帯員等従事者は0人です。理由は、空き家と農地を同時取得し、ソバ・野菜栽培をするということでございます。

第1号議案の1番から5番については、申請書の内容等、書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。尚、1番の有馬町新町■■■■番■■■につきまして令和2年7月10日総会において農地法第5条許可申請を承認され、8月18日に許可が下りておりましたが、令和3年5月20日、譲渡人譲受人双方から取り消し願いが提出されております。2番から5番につきまして、7月30日に現地にて聞き取り調査済みです。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。所有権移転の1番について、有馬町担当お願いいたします。

岩本推進委員 推進委員の岩本です。

第1号議案の1番について説明させていただきます。譲渡人の■■■さんは耕作が困難で、親戚関係になる譲受人の■■■さんが譲り受けして、水稻育苗栽培するために箱を並べたいということで、■■■さんは農業歴が48年のベテランであり、現在、1町3反ほどの水稻栽培を行っております。それに伴う育苗する苗につきましては約250から260ほど作っていますが、現在その場所が自宅の狭い空きスペースで作っており、何度も作らなければならないため、自宅の前の道を挟んだ場所にある農地を取得して、育苗をし、育苗の時期が終われば別の野菜栽培を行うということでございます。地元委員としては何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議賜りますようよろしく申し上げます。

議長 2番について、飛鳥町担当委員申し上げます。

杉谷推進委員 推進委員の杉谷です。

第1号議案の2番について説明させていただきます。場所は飛鳥町佐渡で国道42号線から国道309号線へ入り、大又川手前の工場から100mほど入った市道沿いにあります。譲渡人は金山町に住んでおり、管理が大変で手放したいということでした。譲受人はこの空き家を取得して家を新築したいということですが、空き家に農地がついており、空き家と農地が同時取得できる例外を知り、今回、同時取得する申請を行うこととなりました。7月30日に農地部会長、中立委員、事務局そして私と現地調査を行い空き家を確認し、農地取得後には今後の農地の管理方法と営農計画や世帯員構成、所有農機具など聞き取り調査をしました。そして今後3年間は適正に農地の管理をすることを伝えました。地元推進委員としては新規就農に繋がり、空き家解消と地域住民が増えることで大変うれしく思いますので、何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 3番について、神川町担当委員申し上げます。

9番(山口委員) 9番山口です。

第1号議案の3番について説明させていただきます。申請の理由は先ほど事務局から説明のあったとおりで、譲渡人の■■■さんは90歳を過ぎており、耕作が困難ということであります。譲受人の■■■さんは、株式会社「■■■」という学校を経営しております。■■■さんの出身は田舎で、田舎をものすごく愛しておるということで、3月頃に移住をしたいと

ということですが、いずれは自然体験や春には山菜採り、夏には川遊びなど体験させたいということでございます。地元委員として何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 4番について、紀和町担当委員をお願いします。

11番(福岡委員) 11番福岡です。

第1号議案の4番について説明させていただきます。申請の理由は先ほど事務局から説明のあったとおりで、和歌山県の北山村の■■■さんが■■■さんに譲渡すということで、先日、農地部会長、中立委員、事務局、立会いの下、現地調査を行いました。本人は大変熱心な方で、すでに耕作を始めており、獣害対策で柵もしておりましたが、この地域は猿が多いので上からの対策もするように勧めました。耕作意欲が大変強く、ここ数日でも毎日訪れており、すぐにでも移り住みたいとのことで、地元農業委員として何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 5番について、紀和町担当委員をお願いします。

檜平推進委員 推進委員の檜平です。

第1号議案の5番について説明させていただきます。申請の理由は先ほど事務局から説明のあったとおりで、7月30日に農地部会長、中立委員、事務局、私とで本人から聴き取り現地調査を行いました。譲渡人の■■■さんは耕作が困難ということで、譲受人の■■■さんは10数年前に紀和町の矢ノ川に住んでおられて、■■■さんの夫と私は面識のある方でした。今回、譲渡人の■■■さんが紀和町和気の出身ということを知り、同じ紀和町つながりで、■■■さんと■■■さんが空き家と農地を同時に売買できることを知り、■■■さんもこの和気の場所を気に入り、景色が良く環境がきれいなため、農地の管理についても荒らさないようにするということも確認できました。この案件につきましては、地元推進委員として何ら問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、何かご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 特にご意見もないようですので、お諮りいたします。第1号議案農地法

第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、承認事項1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、飛鳥町小阪字本郷■■■■番■■■■、台帳田、現況田、面積1,032㎡ほか計4筆3,908㎡でございます。利用目的といたしまして、水稻栽培をするということでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、千葉県千葉市■■■■さん。借受人は、飛鳥町小阪■■■■さん。取扱いは、熊野市農地銀行飛鳥支店。期間は、公告の日から3年間で、新規ということでございます。

承認事項1の1番については、農地の全ての効率的利用、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、飛鳥町担当委員お願いいたします。

杉谷推進委員 推進委員の杉谷です。

承認事項1の1番について説明させていただきます。貸渡人の■■■■さんは遠隔地に居住し耕作が困難ということでございます。借受人の■■■■さんは農業経営規模拡大のために借り受け、水稻栽培を行うということでございます。通作距離は借受人の家から車で1分程度のところで、飛鳥町小阪地内です。この案件につきましては地元委員として何ら問題はないかと思っておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い致します。

議長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項 1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項 1 につきましては、原案を承認することと決定いたします。次に、承認事項 2 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読及び承認案件の説明をいたさせます。

事務局(農政係長) 承認事項の 2 の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更について説明させていただきます。この指針は平成 27 年の農業委員会法の改正により農地利用の最適化活動が農業委員会業務に位置付けられたことから、農地利用の最適化の推進に関する指針を定めるように努めることとされました。当委員会におきましても新制度適用後の平成 30 年 7 月に指針を策定しましたが、改選期である 3 年ごとに指針を見直すこととされております。このことから、当初の計画から 3 年が経過したため、担い手への農地利用の集積面積、遊休農地の解消面積、新規参入の確保数のそれぞれの目標値を見直し、変更を行うものであります。

(目標数値の説明)

また、指針を策定又は変更するときは、農業委員会法第 7 条第 2 項により、農業委員会は推進委員の意見を聞くことが義務付けられておりまして去る 6 月 24 日に令和 3 年度第 1 回熊野市農地利用最適化推進会議において推進委員に配布し、意見を求めておりましたが、特に意見・変更等はございませんでした。以上のことから、農業委員会等に関する法律第 7 条の規定に定めた指針の一部を変更したいため、総会の承認を求めますので、委員の皆様方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 ただいまの承認事項 2 につきましては、事務局の説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 委員皆さんからは特に意見がないとのことですので、お諮りいたします。承認事項 2 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の変更についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項2につきましては、原案を承認することと決定いたします。

これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等は全て議了いたしました。

ほかに何かございませんか。

(なし)

議長 それでは、ここで事務局から報告がございます。事務局。

事務局(事務局長)

次回、9月の現地調査は、9月1日、水曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんには、よろしくお願いいたします。

また、次回の総会は、9月10日、金曜日、午前9時30分から、熊野市文化交流センターでの開会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。総会までに総会開催文書と事項書を送付させていただきますので当日にご持参いただきますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

議長 これをもちまして、第6回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前9時55分)

議事録署名委員

12番委員

13番委員

会 長